

### 3 水産物(活を除く)・水産加工品の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和6年1月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
香港	衛生証明書(モクズガニ) (10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)について、輸入禁止のため、発行停止)	京都・大阪・神戸商工会議所	①
	放射性物質検査証明書 (福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) (10都県(福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟)の水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塙、海藻(加工品を含む)の輸入禁止のため、発行停止)	近畿農政局	②
台湾	衛生証明書(活を除く貝類)	近畿農政局	②
	輸入停止(日本で出荷制限措置がとられている品目) 放射性物質検査報告書(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) 産地証明書又は原産地証明書(47都道府県)※2	指定の放射性物質検査機関 和歌山県(産地証明書) 商工会議所(原産地証明書)	⑦ ⑧
韓国	衛生証明書(冷凍魚類頭部等に限る。最終処理施設の認定が必要。)	近畿厚生局	① ④
	輸入停止(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県) 放射性物質検査証明書(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県) 産地証明書(16都道県以外)	近畿農政局 和歌山県(産地証明書)	②
中国	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	近畿厚生局、兵庫県、和歌山県、和歌山市※1	① ④
	漁獲証明書(サケ類) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	水産庁	③
	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県) (全面的で暫定的な輸入停止)	近畿農政局	②
	放射性物質検査証明書及び産地証明書(10都県以外) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)		
シンガポール	衛生証明書(有毒部位を除去したフグ。最終加工施設等の認定が必要)	各地方自治体(※3)の保健所等	① ③
マレーシア	衛生証明書(エビ、カニ及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
インドネシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)	近畿農政局	②
タイ	GMP証明書(最終加工施設等の認定が必要)(ISO22000等食品安全に関する国際規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証、JFS-B規格適合証明書も可)	近畿農政局、ISO等認証機関、各地方自治体(※3)の保健所等	②
	輸出申告書、輸出許可書、原産地証明書のいずれか1枚(調整品除く)	税関、商工会議所	⑦
ベトナム	衛生証明書(最終加工施設等の認定が必要)	近畿農政局	②
インド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)	近畿農政局	②
カタール	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
ヨルダン	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
豪州	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要) (サケ科(非加熱)及びアユは輸出不可)	(一財)日本食品検査	⑤
	産地証明書(カキ)	近畿農政局	②
ニュージーランド	衛生証明書(最終加工施設の認定が必要)(加工品は国内加工に限る)	近畿農政局	②
	衛生証明書(第三国加工の水産食品)	農林水産省輸出・国際局	①
米国	加工施設(関連施設含む)の認定が必要	各地方自治体(※3)の保健所等 (一社)日本食品認定機構	⑥ (④)
	ウミガメの保護において問題ないことの証明書(エビ製品)	水産庁	③
メキシコ	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿農政局	②
ブラジル	衛生証明書(食用の水産動物及びそれらの加工品)	近畿厚生局	④
ロシア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要) (全面的で暫定的な輸入停止のため、発行停止)	(一財)日本食品検査	① ⑤
EU	衛生証明書(市場・漁船等及び加工・保管施設の認定が必要) (二枚貝等の輸出に際しては、EU向け生産海域としての指定等が必要)	農林水産省輸出・国際局 各地方自治体(※3)の保健所等	① (④)
	漁獲証明書又は加工証明書	水産庁	③
ナイジェリア	衛生証明書(最終加工・最終保管施設の認定が必要)	近畿農政局	②

※1: 地方自治体が発行機関として登録されていない地域について、近畿厚生局が発行。

※2: 台湾向け産地証明は衛生証明書(問合せ先①)による代用も可(対象品目に限る)。

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市

#### 問合せ先一覧

① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書、施設認定】

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html)

Tel: 03-3501-4079

② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課

【放射性物質検査証明書等】[http://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/index.html](http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html)

Tel: 075-366-4053

【GMP証明書】[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand\\_gmp\\_cert.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html)

【衛生証明書】[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\\_shinsei.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html)

③ 水産庁 漁政部 加工流通課【漁獲証明書等】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html>

Tel: 03-3501-1961

④ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書、米国・EUの認定制度】

Tel: 06-4791-7312

⑤ (一財)日本食品検査 関西事業所【衛生証明書】<http://www.jffic.or.jp/>

Tel: 078-302-1043

⑥ (一社)日本食品認定機構【HACCP等の認定】<https://jfco.or.jp/>

Tel: 03-5544-9810

⑦ 輸出事業者として登録した各商工会議所【原産地証明書】<https://www5.cin.or.jp/ccilist/>

⑧ 指定の放射性物質検査機関【放射性物質検査報告書】[https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/kensa\\_kikan.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html)